

平成30年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成30年2月19日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

平成30年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月19日（第1号）

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程（第1号）	2
議事日程（第1号の2）	2
会議に付した事件	3
議事等の経過	
諸般の報告	5
仮議席の指定	5
副議長の選挙	5
議長の辞職について	7
議長の選挙	7
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
議案第 1号 副広域連合長の選任同意について	11
議案第 2号 副広域連合長の選任同意について	11
議案第 3号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正 について	12
議案第 4号 三重県後期高齢者医療広域連合職員定数条例等の一部の改正に ついて	13
議案第 5号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部改正について	15
議案第 6号 平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 （第1号）	17
議案第 7号 平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特 別会計補正予算（第2号）	19
議案第 8号 平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	23
議案第 9号 平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特 別会計予算	25
議案第10号 監査委員の選任同意について	30

平成30年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

招集年月日

平成30年2月19日 月曜日

招集場所

津市栄町二丁目361番地 三重地方自治労働文化センター 4階大会議室

開会及び閉会の日時

開会 平成30年2月19日 午後1時32分

閉会 平成30年2月19日 午後2時39分

出席議員（25人）

1番	盆野明弘	2番	岡幸男
3番	藤井信雄	4番	豊田政典
5番	藤本亨	6番	西山則夫
7番	山路茂	9番	伊藤敬三
10番	竹石正徳	11番	亀井秀樹
12番	野間芳実	16番	浜口一利
18番	吉田桂治	20番	大森秀俊
23番	水谷俊郎	24番	石原正敬
25番	栗田康昭	26番	城田政幸
28番	中井幸充	31番	中村順一
32番	出口真吾	33番	小山巧
34番	尾上壽一	35番	大畑寛
36番	榎本健治		

欠席議員（8人）

8番	山本芳敬	13番	福田博行
14番	加藤千速	15番	広森繁
17番	下田克彦	19番	竹内千尋
21番	空森栄幸	30番	辻村修一

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記 馬 渕 勉 書記 浦 野 真 幸
書記 平 田 実 由

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長 前 葉 泰 幸 副広域連合長 森 智 広
監査委員 山 路 昭 人 事務局長 長 江 英 明
会計管理者 浦 出 寛 治 次長兼総務企画課長 勝 田 秀 貴
事業課長 山 本 正 美 事業課主幹 福 井 一 仁

議事日程（第1号）

- 第1 仮議席の指定
- 第2 副議長の選挙
- 第3 議長の辞職について

議事日程（第1号の2）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号 副広域連合長の選任同意について
- 議案第2号 副広域連合長の選任同意について
- 第5 議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正について
- 第6 議案第4号 三重県後期高齢者医療広域連合職員定数条例等の一部の改正について
- 第7 議案第5号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
- 第8 議案第6号 平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第7号 平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第8号 平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

第 1 1 議案第 9 号 平成 3 0 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期
高齢者医療特別会計予算

会議に付した事件

議事日程（第 1 号）

第 1 ～第 3 議事日程のとおり

追加 議長の選挙

議事日程（第 1 号の 2）

第 1 ～第 1 1 議事日程のとおり

追加 議案第 1 0 号 監査委員の選任同意について

議事等の経過

○書記（馬淵勉君）

書記の馬淵と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜りましてまことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年 1 1 月に開催いたしました平成 2 9 年第 2 回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に選出されました皆様を御紹介させていただきます。

まず、津市の岡幸男議員でございます。

○議員（岡幸男君）

よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（馬淵勉君）

続きまして、伊勢市の西山則夫議員でございます。

○議員（西山則夫君）

よろしくお願ひします。（拍手）

○書記（馬淵勉君）

続きまして、桑名市の竹石正徳議員でございます。

○議員（竹石正徳君）

よろしくお願ひいたします。（拍手）

○書記（馬淵勉君）

なお、伊勢市の藤本亨議員、紀北町の尾上壽一議員におかれましては、任期満了となりましたが、再度選出されております。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

次に、当広域連合議会の福田博行議長におかれましては、本日御欠席されるとともに議長辞職願を提出されております。

また、現在、副議長職が空席となっております。

したがいまして、副議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中から年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、明和町の中井幸充議員が年長の議員でございますので、御紹介いたします。

中井幸充議員、議長席に御着席願います。

〔中井幸充臨時議長 着席〕

午後1時32分 開会

○臨時議長（中井幸充君）

皆さん、こんにちは。

ただいま御紹介をいただきました明和町の中井でございます。

副議長選出までの間、地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は、25名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことを御報告いたします。

開議に先立ち、広域連合長から招集の御挨拶があります。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

本日は、平成30年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には御多用のところ、また2月議会、3月議会を前にして大変御多忙のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて

御礼を申し上げます。

さて、今議会では、条例の一部改正が3件、平成29年度の補正予算が2件、平成30年度の当初予算が2件、副広域連合長の選任同意議案が2件の計9議案を提出いたします。

それぞれの案件につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

午後1時34分 開議

○臨時議長（中井幸充君）

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

まず、閉会中の議員の辞職許可についてであります。

桑名市の伊藤真人議員、木曾岬町の加藤隆議員以上2名から、それぞれ閉会中に広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしました。

次に、監査委員から報告のありました現金出納検査の結果及び平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合定例監査等結果報告書については、お手元に配付のとおりであります。

○臨時議長（中井幸充君）

これよりお手元に配付の議事日程第1号により議事を進めます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

新たに選出されました議員の仮議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○臨時議長（中井幸充君）

日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中井幸充君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中井幸充君）

御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の副議長に、議席番号36番、榎本健治議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました榎本健治議員を副議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（中井幸充君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました榎本健治議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました榎本健治議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

この際、御挨拶があればお伺いいたします。

○副議長（榎本健治君）

皆さん、こんにちは。

紀宝町議会の榎本健治でございます。

今回、皆様方の御推挙により副議長を拝命することとなりました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、就任の御挨拶とさせていただきます。（拍手）

○臨時議長（中井幸充君）

ありがとうございました。

それでは、副議長が決まりましたので、副議長と交代いたします。

皆様の御協力、まことにありがとうございました。

榎本健治副議長、議長席にお着き願います。

〔中井幸充臨時議長 退席〕

〔榎本健治副議長 着席〕

○副議長（榎本健治君）

それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行いますので、どうぞよろしく願いいたします。

日程第3、議長の辞職についてを議題といたします。なお、地方自治法第117条の規定による除斥についてですが、福田博行議長は本日欠席されておりますので御報告申し上げます。

議長の辞職願を書記に朗読させます。

○書記（馬淵勉君）

議長辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成30年2月19日。三重県後期高齢者医療広域連合議会副議長様。三重県後期高齢者医療広域連合議会議長、福田博行。

○副議長（榎本健治君）

お諮りいたします。

福田博行議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（榎本健治君）

御異議なしと認めます。

よって、福田博行議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

○副議長（榎本健治君）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（榎本健治君）

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（榎本健治君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（榎本健治君）

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、議席番号12番、野間芳実議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました野間芳実議員を議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（榎本健治君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました野間芳実議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました野間芳実議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

この際、御挨拶があればお伺いいたします。

○議長（野間芳実君）

皆様、こんにちは。

ただいま指名、そして御承認をいただきました鈴鹿市議会の野間芳実と申し

ます。

何分微力ではございますが、皆様より御指導、御鞭撻をいただきながら精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。(拍手)

○副議長（榎本健治君）

ありがとうございました。

それでは、議長と交代いたします。

皆様の御協力、まことにありがとうございました。

野間芳実議長、議長席にお着き願います。

〔榎本健治副議長 退席〕

〔野間芳実議長 着席〕

○議長（野間芳実君）

これより議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付の議事日程第1号の2により議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出された議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○議長（野間芳実君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第107条の規定により、議席番号9番、伊藤敬三議員、議席番号32番、出口真吾議員を指名いたします。

○議長（野間芳実君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日にいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（野間芳実君）

ここで広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

平成30年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たりまして、運営に臨む私の方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願いいたしますと存じます。

皆様御存知のとおり、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支える制度として平成20年4月に開始され、10年の節目を迎えようとしております。この間、被保険者に配慮した幾つかなの特例措置や運用面での改善を行い、制度は定着してきております。

他方で、高齢化や医療の高度化等により高齢者の医療費が増大する中、後期高齢者医療制度についても社会保障審議会における議論を踏まえ、医療制度を持続可能なものとしていく観点から、必要な改善を図っていく必要があります。

このことから、国において、平成29年度から低所得者等に対する保険料軽減特例措置や高額療養費制度の見直しが実施され、平成30年度からは保険料所得割の軽減が廃止されることとなっております。

そのような状況の中、全国の後期高齢者医療広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会から、昨年11月、厚生労働大臣に対し、低所得者に対する保険料軽減特例措置については生活に影響を与える保険料とならないよう現行制度を維持することとあわせて恒久化についても検討すること、また、やむを得ず見直す場合には被保険者の負担を最小限に抑え、きめ細かな激変緩和措置と国による丁寧な説明と周知を講ずるよう要望したところであります。

保険料軽減特例措置及び高額療養費制度については、今後も段階的に見直しが行われる方向が示されており、当広域連合といたしましては、国の動向を注視しながら、引き続き全国の広域連合と連携し、必要な要望活動を行ってまいります。

次に、保険者として、被保険者の方々が安心して医療を受けられる制度、持続可能な安定した制度となるよう適切な運営に努めてまいります。

運営に当たっては、まず、年々増加する医療費を抑制するため、医療費の適

正化対策を推進いたします。

その取り組みとして、被保険者の健康の保持・増進を目的とした医科健康診査を引き続き実施するとともに、平成29年度から本格実施いたしました歯科健康診査についてもさらなる受診率の向上を目指してまいります。

そのほか、無医地区における健康相談事業や市町が実施する健康の増進事業を支援いたします。

また、平成29年度中に策定を予定しております第2期の保健事業の実施計画、いわゆるデータヘルス計画に基づき、ジェネリック医薬品のさらなる利用拡大や健診により異常値が検出され、その後受診されていない方々への受診勧奨等を推進してまいります。

最後に、保険料についてでございます。

平成30年度及び31年度分の保険料率につきましては、昨年から改定作業を進め、今議会で御審議をお願いするところでございますが、今後2年間の医療給付費等の支出経費やそれに伴う収入などを的確に試算した上で、財政収支に係る剰余金などを活用し、改定前の保険料と比較して所得割率及び均等割額について引き下げをさせていただくこととしました。

今後も保険料の適正な賦課を行うため、被保険者の正確な所得情報の把握に努めるとともに、収納については、市町と広域連合が連携した収納対策により、なお一層の収納率の向上に努め、被保険者間の負担の公平性を維持してまいります。

以上、平成30年度における広域連合の運営について申し述べましたが、当広域連合といたしましては、今後も引き続き被保険者の皆様を初め、住民の皆様の御理解をいただけるよう各市町や県及び関係機関と緊密に連携し、事業運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様方におかれましても、温かい御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（野間芳実君）

それでは、会議を続けます。

日程第4、議案第1号、副広域連合長の選任同意について及び議案第2号、副広域連合長の選任同意についての2議案を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第1号及び議案第2号について一括して御説明申し上げます。

副広域連合長の選任同意については、三重県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項において、副広域連合長は関係市町の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任することとされており、この規定に基づき、副広域連合長として、加藤隆木曾岬町長、西田健紀宝町長を選任いた

したく議会の同意をお願いするものであります。
よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野間芳実君）

以上で説明が終わりました。
本件についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより議案第1号及び議案第2号の2議案について、一括して採決を行います。
議案第1号及び議案第2号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第1号及び議案第2号は、同意することに決定いたしました。

○議長（野間芳実君）

日程第5、議案第3号、三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第3号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部の改正については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、その改正内容を踏まえ、個人情報の定義の明確化や収集制限情報の整理等の所要の改正を行うもので、公布の日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野間芳実君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第3号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野間芳実君）

日程第6、議案第4号、三重県後期高齢者医療広域連合職員定数条例等の一

部の改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第4号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合職員定数条例等の一部の改正については、三重県後期高齢者医療広域連合の条例について関係法令との整合性の検証等を行った結果、複数の条例において一部改正が必要であるため一括して所要の改正を行うもので、公布の日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野間芳実君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第4号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野間芳実君）

日程第7、議案第5号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第5号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正については、平成30年度及び平成31年度の保険料の所得割率、被保険者均等割額並びに賦課限度額を定め、また、低所得者の負担軽減を拡充するなど、所要の改正を行うもので、平成30年4月1日から施行しようとするものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○議長（野間芳実君）

事務局長。

○事務局長（長江英明君）

議案第5号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について御説明申し上げます。

後期高齢者医療の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律において2年を財政期間としているため、2年ごとに見直しを行うこととなっております。

被保険者に対する保険料の賦課額は所得割率と被保険者均等割額により算出し、それぞれの広域連合で定めることとされております。

この所得割率と被保険者均等割額は、現行条例で平成28年度及び平成29年度について定めていることから、これを平成30年度及び平成31年度の所得割率と被保険者均等割額に改める必要があります。

この保険料の算定に当たっては、今後の医療給付費等の伸びや消費税の改正、診療報酬改定の影響などを見込んで積算したところ、平成30年度及び平成31年度の1人当たりの後期高齢者医療費は、平成28年度及び平成29年度の2年間と比較して1.2%の伸びと推計され、2年間の財政期間の事業費用は、4,335億8,842万6,000円となりました。

この事業費用から保険料以外に見込まれる負担金等の収入3,872億3,387万6,000円を差し引くと、保険料収納必要額は463億5,455万円となります。

今回の保険料の改定に当たっては、平成28年度、平成29年度における剰

余金見込額と事業運営基金からの繰入金を合わせた約23億円を活用し、保険料収納必要額を439億9,812万2,000円に引き下げ、必要な保険料の目標収納率を99.4%として、保険料賦課総額を442億6,370万4,000円としたところでございます。

このように算出しました保険料賦課総額に基づき、平成30年度及び31年度の保険料については、第8条の所得割率を100分の8.86に、第9条の被保険者均等割額を42,965円に改めるとともに、第10条において、保険料の賦課限度額を高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたことに伴い62万円に改めようとするものでございます。

また、低所得者の負担軽減の観点から、保険料の被保険者均等割額の2割軽減及び5割軽減の対象者を拡充するよう施行令が改正されたことに伴い第14条第1項第2号の27万円を27万5,000円に、第3号の49万円を50万円に改めるとともに、住所地特例に関する規定を追加する法律の改正などに伴い所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野間芳実君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第5号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野間芳実君）

日程第8、議案第6号、平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第6号について御説明申し上げます。

平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ849万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,927万円とするものであります。

詳細につきましては、次長兼総務企画課長から御説明申し上げます。

○議長（野間芳実君）

次長兼総務企画長。

○次長兼総務企画長（勝田秀貴君）

議案第6号、平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号⑩、平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市町負担金は、1,408万3,000円の減額で、派遣職員人件費負担金等の減額によるものでございます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、29万3,000円の減額で、補助対象となる運営協議会開催経費の減額によるものでございます。

第5款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、588万円の増額で、前年度からの繰越金の確定によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第6款、諸収入、第1項、預金利子、第1目、預金利子は、1万5,000円の増額で、歳計現金預金利息の増額見込みによるものでございます。

第2項、雑入、第1目、雑入は、1万2,000円の減額で、雇用保険の実費弁償分の減額見込みによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費は、34万6,000円の減額で、議員の報酬、費用弁償及び会場使用料の減額見込みによるものでございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、809万6,000円の減額で、主なものといたしましては、通勤手当及び普通旅費の減額のほか、13ページ、14ページの広域連合への派遣職員人件費に係る派遣元市町に対する負担金等の減額、前年度繰越金の地方財政法に基づく2分の1の財政調整基金への積み立てによるものでございます。

第3項、監査委員費、第1目、監査委員費は、5万円の減額で、監査委員報酬及び費用弁償の減額見込みによるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第3款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、償還金は、1,000円の減額で、国庫支出金等精算返還金の執行見込みがないことによる減額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野間芳実君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

討論なしと認めます。

これもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第6号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野間芳実君）

日程第9、議案第7号、平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第7号について御説明申し上げます。

平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39億29万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,139億2,983万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、次長兼総務企画課長から御説明申し上げます。

○議長（野間芳実君）

次長兼総務企画課長。

○次長兼総務企画課長（勝田秀貴君）

議案第7号、平成29年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号⑫の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、8,588万9,000円の減額で、積立金を除く一般管理費の減及び前年度負担金精算分の財源充当等による事務費等負担金の減額によるものでございます。

第2目、保険料等負担金は、7,790万7,000円の減額で、保険料軽減額の減に伴う保険基盤安定制度負担金の減額によるものでございます。

第3目、療養給付費負担金は、6,370万4,000円の増額で、前年度負担金の確定に伴う市町の追加負担分でございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費負担金は、10億5,625万3,000円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う負担金の減額によるものでございます。

第2目、高額医療費負担金は、1,615万1,000円の減額で、対象となる80万円を超える医療費の減額見込みに伴う負担金の減額によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、5億8,677万8,000円の減額で、健康診査事業に必要な補助金のうち、次の第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金で交付できない分などが特別調整交付金により財政措置されるものの、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う普通調整交付金の減額によるものでございます。

第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、1億3,989万4,000円の減額で、健康診査事業補助金の一部が先ほどの特別調整交付金により財政措置されることに伴う減額によるものでございます。

第3目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、2,800万2,000円の減額で、保険料軽減措置分の減額見込みに伴う交付金の減額によるものでございます。

第4目、後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、3万2,000円の増額で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金で、国の財政措置が継続されたことに伴う増額によるものでございます。

第5目、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、1,000円の減額で、補助対象経費の支出がなかったことによるものでございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、療養給付費負担金は、3億5,208万5,000円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う負担金の減額によるものでございます。

第2目、高額医療費負担金は、1,615万1,000円の減額で、対象となる80万円を超える医療費の減額見込みに伴う負担金の減額によるものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金は、19億9,055万9,000円の減額で、対象となる療養給付費等の減額見込みに伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額によるものでございます。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、49万8,000円の増額で、後期高齢者医療事業運営基金の運用利息の増額によるものでございます。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、2億7,110万5,000円の減額で、前年度繰越金による財源調整の結果、基金からの繰り入れが不要になったことによるものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、83億5,096万6,000円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第10款、諸収入、第2項、預金利子、第1目、預金利子は、386万5,000円の増額で、歳計現金預金利息の増額によるものでございます。

第3項、雑入、第2目、第三者納付金は、1億円の増額で、第三者行為損害賠償金の増額によるものでございます。

第3目、返納金は、200万円の増額で、医療費の自己負担割合変更に伴う差額等返還金の増額によるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、11億1,136万5,000円の増額で、主に後期高齢者医療事業運営基金への積み立てによるものでございます。

第2款、医療給付費、第1項、療養諸費、第1目、療養給付費等は、1億6,054万6,000円の減額で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費等の実績見込額の減によるものでございます。

第2目、療養費は、8,495万8,000円の減額で、補装具、鍼灸、あんま、マッサージ、柔道整復等の療養費の実績見込額の減によるものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第4目、審査支払手数料は、3,113万2,000円の減額で、レセプト審査件数の実績見込みの減によるものでございます。

第2項、高額療養諸費、第1目、高額療養諸費は、4,116万円の減額で、自己負担限度額を超えた場合に被保険者に支給する高額療養費の実績見込額の減によるものでございます。

第3項、その他医療給付費、第1目、葬祭諸費は、2,175万円の減額で、葬祭費支給件数の実績見込みの減によるものでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第3款、県財政安定化基金拠出金、第1項、県財政安定化基金拠出金、第1目、県財政安定化基金拠出金は、576万9,000円の減額で、平成29年

度拠出金の確定に伴う減によるものでございます。

第5款、保健事業費、第1項、健康保持増進事業費、第1目、健康診査費は、4,699万5,000円の減額で、健康診査受診対象者数の減によるものでございます。

第2目、その他健康保持増進費は、140万円の減額で、健康診査事業の啓発関連委託料の契約差金等によるものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、還付加算金は、210万円の増額で、標準システム軽減判定誤りに伴う還付加算金の増額でございます。

第2目、保険料還付金は、2,210万円の増額で、標準システム軽減判定誤りに伴う還付金の増額でございます。

第3目、償還金は、31億5,843万5,000円の増額で、前年度実績確定による国庫支出金等の精算に伴う返還金の増によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野間芳実君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第7号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野間芳実君）

日程第10、議案第8号、平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第8号について御説明申し上げます。

平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,626万5,000円とするもので、前年度と比べ149万8,000円の減額であります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○議長（野間芳実君）

事務局長。

○事務局長（長江英明君）

議案第8号、平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号⑬の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市町負担金は、1億9,574万3,000円の計上で、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町負担金でございます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、48万9,000円の計上で、住民、医療関係者等の意見を聞く場として設置しております運営協議会に要する費用に対する補助金でございます。

第3款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、1,000円の計上で、財政調整基金の運用利息でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第4款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、財政調整基金繰入金は、1,000円の計上で、財政調整基金からの繰入金でございます。

第5款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

第6款、諸収入、第1項、預金利子、第1目、預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項、雑入、第1目、雑入は、2万9,000円の計上で、雇用保険の実費弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費は、77万3,000円の計上で、議員の報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、1億9,468万円の計上で、主なものといたしましては、職員1名分の給料、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、臨時職員2名分の賃金、恐れ入りますが、15ページ、16ページをお願いいたします。

出張等に要する旅費、消耗品費などの需用費、財務会計システムの保守点検などの委託料、事務所借上料などの使用料及び賃借料、広域連合派遣職員人件費負担金などの負担金、補助及び交付金でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2項、選挙費、第1目、選挙管理委員会費は、5万6,000円の計上で、選挙管理委員の報酬及び費用弁償、委員会の会場使用料でございます。

第3項、監査委員費、第1目、監査委員費は、25万6,000円の計上で、監査委員の報酬及び費用弁償、出納検査などの会場使用料でございます。

第3款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、償還金は、前年度に国庫支出金等精算返還金1,000円を計上しておりましたが、設定された補助金の対象期間を考慮し本年度は計上しておりません。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第4款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野間芳実君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第8号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野間芳実君）

日程第11、議案第9号、平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第9号について御説明申し上げます。

平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,135億9,991万2,000円とするものであります。前年度と比べ36億409万3,000円の増額で、医療給付費の伸びが主な要因であります。

また、債務負担行為は広域連合電算処理システム等機器賃貸借料を新たに設定し、一時借入金の借り入れの最高額は70億円といたしまして、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で各項相互に流用するものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○議長（野間芳実君）
事務局長。

○事務局長（長江英明君）

議案第9号、平成30年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号⑭の9ページ、10ページをお願いいたします。
歳入でございます。

第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、9億9,003万5,000円の計上で、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第2目、保険料等負担金は、211億8,641万1,000円の計上で、保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金で、被保険者の増加及び保険料の改定等に伴い、前年度に比べ13億8,610万4,000円の増となっております。

第3目、療養給付費負担金は、167億8,507万4,000円の計上で、高齢者の医療の確保に関する法律、以下高確法と言いますが、第98条で定められた定率の負担金でございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費負担金は、503億5,522万3,000円の計上で、高確法第93条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目、高額医療費負担金は、8億5,570万1,000円の計上で、高確法第93条第2項で定められた負担金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、177億7,401万8,000円の計上で、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金と長寿・健康増進事業等に対して交付される特別調整交付金でございます。

第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、2億5,136万8,000円の計上で、健康診査事業、歯科健康診査事業、医療費適正化等推進事業、特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。

第3目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、8億5,530万6,000円の計上で、低所得者等の保険料軽減措置に係る交付金で、軽減措置の見直しに伴い、前年度に比べ2億6,370万8,000円の減となっております。

第4目、後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1,000円の計上で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金でございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、療養給付費負担金は、16億8,507万4,000円の計上で、高確法第96条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目、高額医療費負担金は、8億5,570万1,000円の計上で、高確法第96条第2項で定められた負担金でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第2項、財政安定化基金支出金、第1目、財政安定化基金交付金は、1,000円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金からの交付金でございます。

第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金は、856億5,323万9,000円の計上で、現役世代からの負担金として社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金、第1項、特別高額医療費共同事業交付金、第1目、特別高額医療費共同事業交付金は、4,101万2,000円の計上で、1件当たり400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分から公費支援分を除いた部分に対する国民健康保険中央会からの交付金でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、1,000円の計上で、事業運営基金の運用利息でございます。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、10億173万9,000円の計上で、後期高齢者医療事業の財政の均衡を図るため繰り入れるものでございます。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第9款、県財政安定化基金借入金、第1項、県財政安定化基金借入金、第1目、県財政安定化基金借入金は、1,000円の計上で、県財政安定化基金からの借入金でございます。

第10款、諸収入、第1項、延滞金、加算金及び過料、第1目、延滞金、第2目、過料、第3目、加算金は、それぞれ1,000円の計上でございます。

第2項、預金利子、第1目、預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第3項、雑入、第1目、違約金及び延納利息は、1,000円の計上でございます。

第2目、第三者納付金は、2億円の計上で、第三者行為の損害賠償金でございます。

第3目、返納金は、1,000万円の計上で自己負担割合変更に伴う差額分等の返還金でございます。

第4目、雑入は、1,000円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、7億7,921万7,000円の計上で、主なものといたしましては、通信運搬費などの役務費、広域連合電算処理システム事業委託料などの委託料、事務処理機器借上料に係る使用料及び賃借料、国保連合会への事務費負担金などの負担金、補助及び交付金などがございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第2款、医療給付費、第1項、療養諸費、第1目、療養給付費等は、2,066億4,150万4,000円の計上で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費などに係る保険者負担金でございます。

第2目、療養費は、15億1,199万4,000円の計上で、鍼灸、あんま、マッサージ、補装具、柔道整復師の施術などの保険者負担金でございます。

第3目、移送費は、10万円の計上で、被保険者の移送に係る費用でございます。

第4目、審査支払手数料は、4億4,290万8,000円の計上で、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2項、高額療養諸費、第1目、高額療養諸費は、16億7,867万5,000円の計上で、1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第2目、高額介護合算療養費は、1億8,948万8,000円の計上で、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額の合算が一定金額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第3項、その他医療給付費、第1目、葬祭諸費は、8億1,090万円の計上で、被保険者が死亡した場合に、葬祭執行者に支給されるものでございます。

第3款、県財政安定化基金拠出金、第1項、県財政安定化基金拠出金、第1目、県財政安定化基金拠出金は、8,567万8,000円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金への拠出金でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金、第1項、特別高額医療費共同事業拠出金、第1目、特別高額医療費共同事業拠出金は、4,926万3,000円の計上で、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万

円を超える部分の財政調整に係る拠出金でございます。

第2目、特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、特別高額医療費共同事業の事務費拠出金でございます。

第5款、保健事業費、第1項、健康保持増進事業費、第1目、健康診査費は、11億6,718万5,000円の計上で、医科及び歯科の健康診査に係る委託料でございます。

第2目、その他健康保持増進費は、1,451万2,000円の計上で、主なものとしたしましては、市町が行う在宅者への訪問歯科健診等の推進事業や人間ドック、脳ドック事業などに対する補助金でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

第6款、公債費、第1項、公債費、第1目、一時借入金利子は、291万7,000円の計上で、一時借入金の借り入れを行った場合の利子でございます。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、還付加算金は、42万円、第2目、保険料還付金は、2,500万円の計上でございます。

第3目、償還金は、1,000円の計上で、国庫支出金等精算返還金でございます。

31ページ、32ページをお願いいたします。

第8款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、2億円の計上でございます。

最後に、戻りまして3ページ、4ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

広域連合電算処理システム等機器賃貸借料につきましては、平成30年度中の契約が必要であるため、期間を平成30年度から平成35年度までとし、限度額を5億3,497万6,000円として新たに設定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野間芳実君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第9号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（野間芳実君）

ここで議事整理のため、暫時休憩いたします。

午後2時34分 休憩

午後2時36分 再開

○議長（野間芳実君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま広域連合長から、議案第10号、監査委員の選任同意についてが提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議案第10号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

議席番号10番、竹石正徳議員に関する案件であるため、地方自治法第117条の規定により、竹石正徳議員は本案の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

〔竹石正徳議員 退場〕

○議長（野間芳実君）

本案について提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第10号について御説明申し上げます。
監査委員の選任同意については、議会のうちから選任する監査委員として、竹石正徳議員を選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。
よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野間芳実君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第10号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野間芳実君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第10号は、同意することに決定いたしました。
竹石正徳議員の入場を許可いたします。

〔竹石正徳議員 入場〕

○議長（野間芳実君）

以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

平成30年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時39分 閉会